

完全護憲の会ニュース 97号

2022年1月10日
発行：完全護憲の会
〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312
電話・FAX：03-3772-5095
Eメール：kanzengoken@gmail.com
ホームページ：<https://kanzengoken.com/>

目次

第92回例会・勉強会の報告	P. 1
別紙1 事務局報告	P. 2
＜付記＞ 当会ホームページ・ブログ欄への投稿	P. 4
別紙2 政治の現況について	P. 7

[第92回例会・勉強会の報告](#)

12月26日、都内・三田いきいきプラザにて第92回例会・勉強会を開催した（参加者7名；会員75名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（[別紙1](#)）、政治の現況を草野委員が報告した（[別紙2](#)）。勉強会は「衆院憲法審査会の動きについて」をテーマに議論した。

事務局報告では福田代表から、①受贈誌『上映委ニュース』142号、②松村高夫氏の2021ハプチョン非核・平和集会報告、③米日権力による証拠隠し（マルコムXの暗殺事件、冤罪・布川国賠事件）、④冊子シリーズ12号「安倍・菅政権下の違憲に対する緊急警告」第3集の発行、⑤当会ホームページ・ブログ欄への投稿の紹介、などの報告があった。

この中で、⑤当会ホームページ投稿の「公文書改竄の国家賠償請求訴訟 国が全額支払いで真相解明から逃げる」（柳澤修）、「政府は国民の命を危険にさらすな」（福田玲三）、「安倍元首相の台湾有事発言は許されない」を「緊急警告」としての起案が福田代表から提起された。柳澤原稿については違憲性と緊急性、とくに「認諾」の違憲性について法的根拠があるのかどうか議論された。福田原稿2件については、米英日の中国侵略の歴史、現在の東アジアをめぐる中米対立と日本の立場、新疆ウイグル人権侵害問題、中国習近平体制の評価、ロシアのウクライナ進行の動き、などで賛否両論の議論が展開された。日本の立ち位置を考える上で、「米中のいずれかを選ぶという選択を迫られることを望んでいない」という点において異論は出なかった。「緊急警告」発出については引き続き議論を重ね検討していくこととなった。

[ブログ欄投稿全文⇒＜付記＞](#)

政治の現況報告では草野委員から、「独新政権、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加めざす」、「岸田首相、『敵基地攻撃能力』保有発言」、「森友決裁文書改ざん訴訟、国が幕引き」、「衆院憲法審査会、岸田政権下で初開催」などについて報告があり、引き続き、「衆院憲法審査会の動きについて」を勉強会のテーマとして議論した。

勉強会の資料としては、「衆院憲法審査会 定例開催し論点を掘り下げよ」（読売新聞・社説）、「憲法改正論議 消極的な立民に失望した」（産経新聞・主張）、「憲法論議 改訂を急ぐ必然性はない」（北海道新聞・社説）の3点で、朝日新聞と毎日新聞の資料がないのは、12月16日の岸田政権の動きに対する見解が明らかにされなかったからである、と草野委員は指摘した。

また草野委員は、憲法審査会の動きが活発しているのは先の衆議院選挙の結果から維新と国民民主の動きが後押ししており、北海道新聞が「改憲は衆院選の主要な争点にはならなかった。改憲ありきで議論を急ぐ大義を得たとは言えない」「為政者である首相が憲法を逸脱する施策や改憲を提唱するのは、憲法が国家権力を縛る立憲主義にそぐわない」と岸田政権を批判して、明確に読売、産経と反対の論陣を張っていることに注目すべきであると強調した。

議論では、「来年の参院選で自民、維新など壊憲勢力が増大すれば危機的な状況となる」「現憲法の

表現で曖昧な言葉もあり判断に迷うこともある。それらの表現については明確にしても良い」「改悪を国民投票で否決できると考えるのは今の国民に対する甘い希望であると考えておくべきだ」「改憲勢力に対していつまでも引き伸ばし戦術で対応しても限界がある。立憲主義を守るという中身の議論で共通認識を構築する状況にある」、などの意見が出された。

なお、次回は総会を兼ねた例会となるため、1月の学習会は予定しない。

<別紙 1> 事務局報告

※ 郵送費節約のため、メール受信が可能な方はアドレスをご一報下さい。

福田玲三（事務局）

1) 受贈本の報告 『上映委ニュース』142号（2021年12月8日発行）

巻頭に「米中対立のはざまで、日本の立ち位置を考える」（森正孝）がある。

その中の1項に「米中対立におけるASEAN（東南アジア諸国連合）の世論」という「新外交イニシアチブ」が独自に行った下記の調査報告がある。

ASEANの対応力と一体性を強化して米中と対応してゆく……48%

中国と米国のどちらにもつかない……31.3%

中国でもない米国でもない第三の道をめざす……14.7%

以上、計94%の人々が非同盟主義をつらぬく選択をしている。

残りは、

中国か米国かを選ばなければならない……3.1%

地域から米中を排除する……2.9%

となっている。

そして、シンガポールのリ・シエンロン首相の言葉として「アジア諸国は、アメリカはアジア地域に死活的に重要な利害を有する『レジデントパワー』（駐在力）だと考えている。だが、中国は目の前に位置する大国だ。アジア諸国は、米中のいずれか一つを選ぶという選択を迫られることを望んでいない。米中いずれかの選択をアジア諸国に強要するようなことがあってはならない」を紹介している。

そして、このASEANの知恵は、米中対立における日本の立ち位置を考えるうえで重要な示唆を与えていると森氏は締めくくっている。

2) 2021ハプチョン非核・平和集会 「被爆朝鮮人の歴史と現在」に寄せて（松村高夫）

韓国釜山の北西約100kmにあるハプチョンは「韓国ヒロシマ」と呼ばれ、日本で被爆して帰郷した人が多い。その地で今年8月に非核・平和集会が開かれ、出席した松村高夫氏（慶応大学名誉教授）から要旨下記のような朝鮮人強制連行についての記述が寄せられた。

日韓条約の締結された1965年、朴慶植著『朝鮮人強制連行の記録』が刊行され日本の読者に大きな衝撃を与えた。翌66年に、当時25歳だった松村高夫氏は大学院修士論文として、朴慶植の本とは別に、社会経済史的方法論によって分析した強制連行の論文を書き上げた。

ところが2006年頃、当時の安倍晋三官房長官が国立大学の共通一次試験に「強制連行」の文字が入る出題のあったことを公然と批判して以降、「朝鮮人・中国人の強制連行は無かった」という類の本や雑誌が急速に本屋に並ぶようになった。

2019年になって文藝春秋から発刊された李栄薫編著『反日種族主義—日韓危機の根源』が「強制連行はなかった、日本には皆が自由意志で来ているからだ」と主張した。

李栄薫の本は、朴慶植の書いた強制連行が歴史的事実であるかどうかを問うことなく、「朴慶植が書いたのは、当時進行していた韓日国交正常化交渉を阻止するためだった」と、イデオロギー的レッテル貼り（思想的な一方的評価）にとどまっている。

松村高夫氏自身が「強制連行」という用語を使用するときは、「国家がその傘下にある機関—警察、職業紹介所、労務協会などを使って、国家が設定した動員計画や配置産業などに労働力を移

動させること」という意味だと念を押している。

3) 権力による証拠隠し米日 2 件

伝説的な黒人指導者マルコム X の暗殺事件 (1965 年) でニューヨークの地区検事は去る 11 月 18 日男性 2 人の有罪判決の破棄を求めて申立てを行った。2 人は無罪を主張したが 1966 年に実刑判決を言渡された。連邦捜査局とニューヨーク市警が 2 人の無実を示す証拠を持っていながら、その存在を隠していたのだ。

冤罪 (えんざい) 事件を扱う米国 NPO 団体の弁護士は「この事件は 20 世紀の米国の歴史で最も重要な出来事の一つだ。誤った歴史的な物語を公式に正すことで将来的な冤罪を防ぐことができる」との声明を出した。(朝日 11 月 19 日)

茨城県利根川町布川 (ふかわ) で 1967 年に起きた強盗殺人事件で、無期懲役が確定して 29 年間収容され、再審無罪となった桜井昌司さん (74) が冤罪の責任追及のために国と県を訴えた訴訟で、さる 8 月 27 日に勝訴が確定した。

今回の確定審では、警察・検察が証拠を隠して、判断の基礎にならなかったために誤判を生んだことが明らかにされた。(冤罪・布川国賠ニュース第 42 号 2021.9.14)

4) 冊子シリーズ 12 号「安倍・菅政権下の違憲に対する緊急警告」第 3 集の発行

安倍政権下で発行した第 1 集(2016 年 5 月)、第 2 集 (2018 年 12 月) に続く、安倍・菅政権下の緊急警告第 3 集を 12 月 15 日に解説と略年表をつけて発行した。A5 版 80 頁、実費 300 円。

5) 当会ホームページ・ブログ欄に下記 4 件の投稿があった。

[ブログ欄投稿全文⇒<付記>](#)

◎安倍元首相の台湾有事発言は許されない

福田玲三 (12 月 4 日)

◎政府は国民の命を危険にさらすな

福田玲三 (12 月 12 日)

◎公文書改竄の国家賠償請求訴訟

国が全額支払いで真相解明から逃げる

柳澤 修 (12 月 15 日)

◎「狂歌」あらため、「時事短歌」投稿について

曲木草文 (12 月 18 日)

6) 集会の案内

◇週刊金曜日東京南部読者会 1 月 28 日 (金) 18:00~20:30

大田区消費者生活センター第 4 集会室 (JR 蒲田駅 東口 5 分) 問合せ: 090-6711-9251 (杉本)

◇第 1 回「共同テーブル」大討論集会 「総選挙の総括と今後の政治展望について」

—共同テーブル・発起人と市民の徹底討論— 申込みはお早めに⇒ e43k12y@yahoo.co.jp

1 月 20 日 (木) 14 時~17 時 衆議院第二議員会館・一階 多目的会議室 (定員 140 名)

※午後 1 時 30 分から、衆議院第二議員会館のロビーにて入館証を配布します。

・総合司会: 杉浦ひとみ (弁護士) 白石孝 (NPO 法人官製ワーキングプア研究会理事長)

・発起人よりご挨拶と問題提起: 佐高信 神田香織 (講師) 伊藤誠 (経済学者) 瀨瀨厚 (山口大学名誉教授) 竹信三恵子 (ジャーナリスト・和光大学名誉教授) 前田朗 (東京造形大学名誉教授) 山城博治 (沖縄平和運動センター顧問)

・維新との闘い: 12・24 大阪シンポジウムの討論から報告 寺本勉 (「エコロジー社会主義」翻訳)

・市民と発起人の大討論 <http://www.labornetjp.org/EventItem/1641440243022staff01>

立憲民主党、共産党がなぜ、主に比例票で後退したのか、維新がなぜ比例票を伸ばしたのか (もっとも 2012 年時とさして変わらないが) など維新に関する見方、さらには社会的影響力のある運動をどう創るか、ご参加いただいた皆さんから積極的なご意見を大いにお出しいただき、政党・政治運動と社会運動の両面からのアプローチから、7 月の参議院議員選挙を視野に入れた、意見交換・討論会を行ないたいと考えています。なお、会場参加いただいた方のご意見を中心に進めますが、当日ご参加いただけない方は、アンケート、メールなどによる、ご意見をお願いします。

皆さんとともに考えましょう。そして、たちあがりましょう。

(共同テーブル・連絡先: 藤田高景 090-8808-5000 石河康国 090-6044-5729)

※編集より：上記シンポジウムのチラシにある佐高信氏のメッセージを共有させていただきます。

「いのちの安全保障確立に向けて 一非正規社会からの脱却宣言一」

32歳で急逝した歌人、萩原慎一郎が「非正規という受け入れがたき現状を受け入れながら生きているのだ」と歌った。彼は「箱詰めの社会の底で潰された蜜柑のごとき若者がいる」とも歌ったが、非正規があたり前のようにになっているこの社会の異常さは、格差拡大や、沖縄への軍事基地の押しつけや、歯止めなき環境破壊となって噴出している。なしくずしの改憲への動きもその一つである。

日本国憲法には理念があり思想がある。

「戦争はすべてを失わせる。戦争で得たものは憲法だけだ」と城山三郎は言った。

非正規社会からの脱却をめざす革新勢力の結集の軸に私たちは憲法の理念の実現を据える。それをあいまいにして結集しても、腐敗した保守勢力（公明党、維新を含む）に傾斜するだけである。

原爆を落とした加害者のアメリカに追随し、被害者となった中国を敵視するのでは、憲法に基づく平和外交を展開できない。どんなに困難であっても、アメリカと中国双方に等距離の位置から、できるだけ、国家の水位を低くする努力を積み重ねる必要がある。

そして喫緊の課題の脱原発である。主にこの三つの立場を明らかにして、新たなプラットフォームを形成したい。

社会民主党は「革新勢力」が「分裂や対立を繰り返してきた」ことを反省し、「新社会党や緑の党をはじめ、基本政策が一致する多くの政党・政治団体・市民団体と日本を変えるためにネットワークを強化する」と表明したが、それを実現するために新たなムーブメントを起こしたい。

端的に言えば、いのちの安全保障確立へ向けて非正規社会からの脱却をめざす運動を起こすということである。

2021年7月

起草 発起人を代表して 佐高 信

7) 当面の日程

- 第92回例会・勉強会 12月26日(日) 13:30~16:30
三田いきいきプラザ集会室A
- 第94回運営委員会 1月9日(日) 13:00~
三田いきいきプラザ集会室A
- 第8回総会兼第93回例会・勉強会 1月23日(日) 13:30~16:30
白金いきいきプラザ集会室⇒⇒
(田町駅前より都バス渋谷行「田87」、「三光坂下」下車徒歩2分)
- 第95回運営委員会 1月30日(日) 13:00~ 三田いきいきプラザ講習室
- 第94回例会・勉強会 2月27日(日) 13:30~16:30
神明いきいきプラザ集会室



<付記> [当会ホームページ・ブログ欄への投稿](#) (https://kanzengoken.com/?page_id=6303)

◎ 安倍元首相の台湾有事発言は許されない

福田玲三 (12月4日)

安倍晋三元首相は12月1日、台湾で開かれたシンポジウムに日本からオンライン参加し、緊張が高まる中台関係で、「台湾への武力侵攻は日本に対する重大な危険を引き起こす。台湾有事は日本の有事であり、日米同盟の有事でもある。この点の認識を習近平主席は断じて見誤るべきではない」と語った。(『朝日』11月2日)

これに対して中国外務省は「中国内政に粗暴に干渉するものであり、日本は歴史を反省し台湾独立勢力に誤ったシグナルを送ってはならない」と強く抗議した。

第2次世界大戦で日本が敗北し、1972年に田中角栄総理が中国を訪問して国交を回復した際の「日中共同声明」(1972年)の前文で、「日本側は、過去に日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と記し、その第3条には「台湾が中国の領土

の不可分の一部であることを、日本は理解し、尊重する」旨、さらには「満州、台湾および澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還する」旨が述べられている。

1978年に結ばれた「日中平和友好条約」でも、前記の「共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるべきものであること」が明記されている。

安倍元首相には、この責任も反省のかけらもない。

かつて、ナチスの官僚、ゲーリングは「民衆などというものは、いつでも支配者の思いどおりになる。……攻撃されるぞと恐怖をあおり、平和主義者の奴等には愛国心がなく、国を危険に晒していると非難しておけばいい。このやり方は、どこの国でもうまくいく」と述べた。

わが国の例でも、第2次安倍政権下で自民党は「敵基地攻撃能力の検討」を提言してきたが、さる10月に行われた衆院総選挙ではこの能力の「保有」を公約としてかけ、攻撃されるぞと絶えず恐怖をあおっている。

この一連の動きの中における安倍元首相の台湾有事発言も、恐怖をあおって国民を脅し、ゆくゆくは「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こる」（憲法前文）ことにつながるものものであり、けっして許されるものではない。

私たちが願うのは不安ではなく安心、戦争ではなく平和だ。

◎ 政府は国民の命を危険にさらすな

福田玲三（12月12日）

去る12月6日に召集された第207臨時国会の所信表明演説で岸田文雄首相は「国民の命と暮らしを守るため、いわゆる敵基地攻撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討し、スピード感をもって防衛力を抜本的に強化していきます」と述べた。

当会は先に緊急警告044号（2021年8月15日）で「専守防衛を否定する敵基地能力の保有は許されない」と批判したが、今回改めて首相のこの所信に抗議する。

この「敵」というのが中国か北朝鮮か、その他の国かは不明だが、この「攻撃能力」は常識的に先制攻撃と解されており、わが国の憲法上決して許されるものではない。

与党の公明党は否定的な立場を取っており、自党内でも第2次安倍政権下で準備されたこの路線の追従者を除き、穏健派の重鎮たちははこの路線に反対し、外交努力を対置している。（朝日9月25日）

憲法尊重義務に違反する国会議員その他の公務員は処罰されなければならない。

先制攻撃にせよ、事後反撃にせよ、たとえ一、二の基地を叩くことに成功しても、ただちに別の基地からの反撃を受け、双方の国民はともに甚大な被害を受け、とくに狭い国土に原発を抱える日本は一瞬のうちに廃墟と化し、1億国民が廃人になるのは必至である。

ちなみに、米中対立における立ち位置で参考になるのは、東南アジア諸国(ASEAN)の事例だ。シンクタンク「新外交イニシアチブ」のASEAN世論調査によれば「ASEANの対応力と一体性を強化して米中と対応して行く」48%、「中国と米国のどちらにもつかない」31.3%、「中国でもない米国でもない第三の道をめざす」14.7%と計94%の人々が非同盟主義をつらぬき独自の道を歩むことを選択している。（『上映委ニュース』142号12月8日）

この事例に習い、アジア共同体研究所は、「米中のミサイル配備競争の中に立つ日本は、そのポジションを利用して、両国を揺さぶり続け、両国にミサイル軍縮を迫ることが日本の責任だ」と主張している。

つまり、日本は米中の中に置かれた特別なポジション（位置）と9条という条件を利用して、主体的で英知に富んだ外交を行うことが肝要で、そのためにも、国民は政権を突き動かし、賢明な外交を行わせるような反戦・護憲運動の展開が要請されるとの主旨だ。

ひるがえって、日本の防衛費は初めて6兆円を超え、国内総生産（GDP）の約1.09%と、1%枠を超えている。防衛費の増大は、逆に軍拡競争を加速する「安全保障のジレンマ」に陥り、こうして累積する殺人兵器は、いつか出口を戦争に求める。このことは国内外の歴史の鉄則だ。

今年1月に亡くなった著名な作家半藤一利氏は言う「絶対に戦争はしてはならない」と。これは一部の狂信的好戦論者を除く、国民すべての潜在的意識だ。

来年は日中国交正常化50周年を迎える。かねて懸案となっていた中国の習近平国家主席の訪日を

丁重に促し、「日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず.....相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである」との日中共同声明<第3項>（1972年9月29日）を再確認する機会をしたい。その準備を官民を挙げて開始しなければならない。

われわれは改めて「政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないやうにすることを決意」（憲法前文）している。

◎ 公文書改竄の国家賠償請求訴訟 国が全額支払いで真相解明から 逃げる

柳澤 修（12月15日）

森友事件での公文書改竄で自死した赤木俊夫さんの妻雅子さんが、事件の真相を知るために国と当時の理財局長を相手どり損害賠償を求めている裁判で、12月15日に国は突如、賠償金を全額支払うことを明らかにし、裁判が終わることになった。賠償請求金額は1億1,000万円。

国賠訴訟は、その90%が原告敗訴となるのが通例で、死刑冤罪事件でも裁判で認められないケースがほとんど。森友事件でも、財務省の公文書改竄に対して検察は不起訴としており、改竄に犯罪性を認めてはいないし、財務省も身内調査で解決済みとしているだけで、再調査には応じていない。1億1,000万円の原資は税金であり、国はそう簡単に全額認諾などという解決方法は出来ないはずであり、原告もお金を欲しているわけではない。にもかかわらず、全額支払いを認めて早く裁判を終結したいのは、真相を闇に葬りたいという政府の下心の表れであり、何とも納得しがたい態度である。

雅子さんは、こういった国の態度に「ふざけんなと思う」「夫がなぜ死んだのかを知りたい」「また国に殺された」と憤りをあらわにした。

かつて郵便不正事件で冤罪被害者の村木厚子氏が、同じく事件の真相を知るために国賠訴訟を提起したものの、議論を嫌った国が簡単に全額、3,770万円の支払いを認諾し、決着したこともあった。当時村木氏は、「簡単に認諾されないように、もっと請求金額を大きくして、真相を明らかにしたかった」と語っていた。

この例があったことから、雅子さんは1億円以上の請求をしたにもかかわらず、国の態度は村木氏の時と同じである。自分たちに都合の悪い国賠訴訟は簡単に認諾し、そうでないものはほとんど裁判で争い、判例に沿って裁判所は原告敗訴の判決を下すというパターンがいかにも多いことか。

雅子さんは、元理財局長の佐川宣寿氏にも550万円の損害賠償を求めており、こちらはまだ続くことになるが、少しでも真相が明らかになることを願いたい。

◎ 「狂歌」あらため、「時事短歌」投稿について

曲木草文（12月18日）

最近作を1首

道楽にしては凄いな宇宙旅 地球の飢餓は見えただしょうか

完全護憲の会のホームページに「川柳」の投稿欄が設けられたのを機に、「呼び水」のつもりで時々拙作を投稿させていただいて来たのですが、なかなか後続の投稿者が増えないのが残念です。

過去作品一覧を見てもらえばわかるのですが、私の場合、ホームページ管理者の好意に甘えて、川柳投稿欄に「狂歌」をも掲載してもらってきたのでした。ところがこの川柳投稿欄を見てくださった数少ない訪問者から、川柳の5・7・5の枠をあまりにもはみ出した作品が掲載されている、との意見が寄せられたこともあって、改めて川柳投稿欄は川柳のみとすることになったのでした。

そんなわけで、私の「狂歌」作品は、だれでも自由に投稿できるという当会ホームページのブログ欄への投稿と相成った次第。時々投稿させていただきますので、以後よろしくお願い申し上げます。

さて、なにげなく「狂歌」と申し上げて来たのですが、「狂歌」と言われてその意味が分かる人はそう多くはないと思います。かく言う私もその一人で、本当は本来の狂歌について何一つわかってはいないのです。それ故、自分の作品を「狂歌」と呼ぶことにはためらいがあるのです。

たまたま、友人の一人に長年「狂歌」創作に携わってこられた方がいまして、その人の作品を見せてもらったり、断片的な解説を聞く中で、これは現在の政治や社会の問題点を批判したり告発したりする表現形式として極めて有効な文芸ではないかと思ひ、手習いを始めたのがきっかけでした。

狂歌のもととは、万葉集などの良く知られた名歌をもじったり茶化したりして面白おかしく表現

したのが始まりのようで、元歌をベースにして発展して来たとのこと。ところが、「狂歌」について何一つわかってはいない、と申し上げた通り、私は古典としての和歌を読んで理解する素養もないのです。

となると、私は自分の作品を「狂歌」とするのは、とんでもないことで、おそらく今はあまりメジャーな文芸ではないにしても、真剣に狂歌創作に取り組んでいる人たちがいるであろうことを考えると、申し訳なく、このまま「狂歌」を名乗り続けるわけにはいかないという結論に至った次第です。

そんなわけで、今後私の投稿作品は「時事短歌」とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が「狂歌」を「時事短歌」とすることにしました一番の理由なのですが、もう一つ、「狂歌」という呼称が一般になじみがない上に、こんにちの社会が「狂」という文字や「狂人」「狂暴」などの用語を使わないようにしていることを考慮した結果でもあるのです。

このように言ったからと言って、本来の「狂歌」の「狂」には、後に社会一般で歴史的に含意されていく差別的な意味が込められているということではなく、単に正調の和歌に変形を加えた和歌と言う意味で用いられたということのようですので、申し添えておきたいと思います。

なお、狂歌に関しては、未熟な私が生半可に解説するよりは、インターネットで「狂歌」と入力し検索して見てください。たくさんさんの解説を見ることができます。

[勉強会の報告に戻る](#)

<別紙 2> [政治の現況について](#)

(1) 主なニュース一覧 (2021/11/21-12/20)

- * 沖縄県玉城知事、辺野古軟弱地盤工事の設計変更不承認 (2021/11/25)
- * 独新政権、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加をめざす (2021/11/25)
- * 防衛費補正で過去最大 7738 億円 年度で初の 6 兆円超え閣議決定 (2021/11/26)
- * 岸田首相、陸上自衛隊観閲式で「敵基地攻撃能力」保有排除せず発言 (2021/11/27)
- * 立憲民主党臨時党大会、新代表に泉健太氏選出 (2021/11/30)
- * 安倍元首相、「台湾有事は日本の有事」「日米同盟の有事」発言 (2021/12/1)
- * 第 207 回臨時国会開会 岸田文雄首相、衆参両院の本会議で所信表明演説 (2021/12/6)
- * 防衛省、沖縄県知事の辺野古設計変更不承認に審査請求。沖縄県に対抗措置 (2021/12/7)
- * 広島地裁、安保法違憲訴訟で住民側敗訴判決、憲法判断せず (2021/12/8)
- * 森友決裁文書改ざん訴訟、国が損害賠償を受け入れ幕引き図る (2021/12/15)
- * 国交省、基幹統計データを書き換え 2013 年度から継続 (2021/12/15)
- * 衆院憲法審査会、岸田政権下で初開催 (2021/12/16)

(2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

①毎日新聞 2021 年 11 月 26 日 ニュース記事

防衛費補正で過去最大 7738 億円 年度で初の 6 兆円超え 強化急ぐ

政府は 26 日に閣議決定した 2021 年度補正予算案に、防衛費を補正では過去最大の 7738 億円計上した。厳しさを増す安全保障環境を踏まえ防衛力強化を急ぐため、防衛省が 22 年度当初予算案の概算要求に盛り込んだ装備品調達費を積極的に前倒し計上した。この結果、年度を通した防衛費は初めて 6 兆円を超える。

防衛費の補正での過去最高額は、2 次にわたり補正を組んだ 18 年度の 4545 億円だった。21 年度当初予算には 5 兆 3422 億円を計上しており、当初と補正の合計は前年度比 7%増の 6 兆 1160 億円となる。

②東京新聞 TOKYO Web 2021 年 11 月 27 日 ニュース記事

首相、敵基地攻撃を排除せず検討 防衛力強化を強調

岸田文雄首相は27日、陸上自衛隊の朝霞駐屯地（東京都練馬区など）での観閲式で訓示し、日本を取り巻く安全保障環境が急速に変化している現状を踏まえ、弾道ミサイルを相手国領域内で阻止する「敵基地攻撃能力」保有を排除せず検討し、必要な防衛力を強化していくと強調した。極超音速兵器や、変則軌道で飛来するなどミサイルの関連技術を急速に進化させる北朝鮮に懸念を表明。軍事力を増強する中国をけん制した。

首相は、外交・安全保障政策の長期指針「国家安全保障戦略」などの改定の中で「敵基地攻撃能力の保有も含めあらゆる選択肢を排除せず検討し、必要な防衛力を強化していく」と述べた。（共同通信）

③朝日新聞 DIGITAL 2021年12月1日 ニュース記事

「台湾有事は日本有事」安倍元首相が台湾のシンポでオンライン講演

安倍晋三元首相は1日、台湾で開かれたシンポジウムに日本からオンライン参加した。緊張が高まる中台関係について、「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもある」と述べ、中国側が軍事的手段を選ばないよう、自制を促す取り組みの必要性を訴えた。

シンポは台湾の民間シンクタンクが主催し、現地の立法委員（国会議員に相当）や学者らが出席。安倍氏は「新時代の日台関係」と題し基調講演を行った。日台間に外交関係はなく、安倍氏は首相在任中、台湾側との接触を控えていた。

安倍氏は講演で「日本と台湾がこれから直面する環境は緊張をはらんだものとなる」と指摘。「尖閣諸島や与那国島は、台湾から離れていない。台湾への武力侵攻は日本に対する重大な危険を引き起こす。台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもある。この点の認識を（中国の）習近平（シーチンピン）主席は断じて見誤るべきではない」と語った。

さらに、中国側が軍事的手段に訴えた場合、「世界経済に影響し、中国も深手を負う。私たちは経済力、軍事力を充実させて決意を示すと同時に、理性的に、中国が自国の国益を第一に考えるなら、中台関係には平和しかないと説かねばならない」と強調した。

また、台湾の環太平洋経済連携協定（TPP）加入については、「台湾の参加を支持する。台湾には資格が十二分に備わっている」と述べ、世界保健機関（WHO）など国際機関への参加についても、「台湾はふさわしい発言権を手にしていくべきだ」と語った。

台湾側の出席者からは、岸田政権の林芳正外相に中国から訪中要請があったことについて質問があった。安倍氏は「日中関係は重要であり、外相間の対話は行わねばならない。訪中については何も決まっていなくて承知している」と述べたうえで、「日本としては言うべきことは中国に言いながら、日中関係を発展させていきたい。同時に、地域の平和と安定に資する形で進めていかねばならない」と台湾側への配慮をみせた。

安倍氏の発言を受けて、中国外務省報道官は1日の定例会見で「強烈な不満と断固たる反対」を表明。「外交ルートを通じ厳正な申し入れをした」と、強く反発した。（西本秀）

④共同通信 2021年12月8日 ニュース記事

安保法違憲訴訟で住民側敗訴 広島地裁、憲法判断せず

集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法は憲法に違反し、平和的生存権や人格権を侵害されたとして、被爆者を含む広島、山口両県の住民287人（うち1人死亡）が、自衛隊の出動差し止めや1人10万円の損害賠償を国に求めた訴訟の判決で、広島地裁は8日、住民側の請求を退けた。安保関連法が合憲か違憲かの判断は示さなかった。

原告側は控訴する方針。原告側によると、全国の22の地裁・地裁支部に起こした集団訴訟で、一、二審とも原告敗訴が続いている。

森実将人裁判長は「出動命令は自衛隊に対するものだ」として、直接国民に不利益を及ぼすものではないと訴えを却下した。

⑤東京新聞 TOKYO Web 2021年12月16日 ニュース記事

衆院憲法審 参院予算委中に異例の開催 維新、国民民主など改憲勢力躍進で議論加速も

衆院憲法審査会は16日、10月の衆院選後で初の実質的な議論となる各会派の自由討議を行っ

た。実質議論は、5月に改正国民投票法の審議をして以来、約7カ月ぶり。予算審議中に行われるのは異例だ。討議では、与党に加え、衆院選で勢力を増した日本維新の会と国民民主党が、改憲論議の加速を強く主張した。専門家からは数の力による改憲論議の加速を懸念する声も上がる。(木谷孝洋、井上峻輔)

自民党の新藤義孝氏は、「多岐にわたる論点を整理し国民に提示するのは国会の責任だ」と、憲法審を毎週開催するよう要望。維新の馬場伸幸共同代表は、岸田文雄首相（自民党総裁）に具体的な改憲日程を明示するよう求めた。国民民主の玉木雄一郎代表は、論点ごとの分科会を設けるよう提案し、議論の加速に意欲を示した。

立憲民主党の奥野総一郎氏は、憲法53条に基づく臨時国会召集要求に政府・与党が応じなかったとして「憲法を尊重しない与党が改憲を語る資格はない」と批判。分科会設置は「拙速だ」と否定的な考えを示した。一方で「恐れず憲法論議は行う」との立場も強調した。

立民など改憲に慎重な野党はこれまで、予算と憲法はいずれも重要事項であることなどを理由に、審議の同時並行に難色を示してきた。憲法審は与野党の合意を尊重して進める慣例があり、衆院憲法審事務局によると、前回、参院予算委員会の開会中に憲法審を開いたのは2017年11月にさかのぼる。

衆院憲法審査会・各党派代表者の 主な冒頭発言（※敬称略）

自民党 新藤義孝	自民党が提案する4項目は議論のためのアイデア、たたき台だ。 定例日には審査会を安定的に開会し、憲法論議を深めたい
立憲民主党 奥野総一郎	議論は特定の改正案を前提としてはならないし、改憲ありきであってはならない。 現行憲法を尊重しない与党が改正を語る資格はない
日本維新の会 馬場伸幸	岸田首相も 来年の参院選に国民投票を実施 するといった具体的なスケジュールを明示し、審査をリードすべきだ
公明党 北側一雄	自衛隊を憲法に明記すべきだとの意見については慎重に議論する。 週1回の定例日は審査会を開催すべきだ
国民民主党 玉木雄一郎	論点を絞った議論も必要不可欠だ。 分科会方式を検討すべきだ
共産党 赤嶺政賢	多くの国民は改憲を政治の優先課題とは考えていない。 審査会は動かすべきではない
有志の会 北神圭朗	憲法といえど、 現実の情勢変化に応じて必要な改正を加えるのは当たり前だ

こうした野党の姿勢に、改憲論議に前向きな維新は「憲法審開催を妨害している」と批判していた。立民は衆院選後、「政策立案型」を掲げる泉健太代表が就任し、新執行部の判断で参院予算委開催中の衆院での実質議論に応じた。

新藤氏は審査会后、記者団に「今後もできる限り安定的に、活発に開催したい」と意欲を表明。奥野氏は「例外的にやった。予算委の裏でどんどんやっていいという話ではない」とけん制した。ただ、立民内では「通常国会の参院の審議中に進めようとなるかもしれない。最初のせめぎ合いで負けてしまった」（参院若手）との不安も漏れる。

名古屋学院大の飯島滋明教授（憲法学）は「衆院選で勢力が変わり、自民や公明、維新、国民民主が改憲論議に前のめりになっている。だが、いま国民が政治に望むのは改憲ではない。新型コロナウイルスへの対応や、苦しむ人たちの支援だ。この時期に改憲を進めれば、国民のことを考えていない議論になる」と指摘する。

⑥産経新聞 2021年12月16日 ニュース記事

立民、改憲議論で孤立 緊急事態で改憲勢力が足並み

16日の衆院憲法審査会で、自民党など改憲勢力は新型コロナウイルスの感染拡大で浮き彫りとなった課題に対処するため、緊急事態条項の新設や国会機能を維持するための憲法改正の必要性を訴えた。支持層の一部に護憲派を抱える立憲民主党は後ろ向きな姿勢に終始したが、先の衆院選では改憲に前向きな政党が勢力を伸ばしており、「立民包囲網」は着々と敷かれている。

「衆院議員の任期が迫る中、緊急事態宣言の発出中に選挙をどのように行えばいいのか私なりに思考をめぐらせていた。新たな感染症が発生したら、適正な選挙の実施が困難な場合があり得ることは、コロナの経験から明らかだ」

自民の西村康稔前経済再生担当相は憲法審でこう述べ、憲法で規定されている国会議員の任期を緊急時には延ばせるように改正する必要があると訴えた。西村氏は安倍晋三、菅義偉両政権で、閣僚として新型コロナ対策を担った。

国民民主党の玉木雄一郎代表も「緊急時に任期の特例を定める議論は、速やかに行う必要がある。感染が抑えられている今だからこそ、国家統治の基本的な在り方を静かな環境で議論していきたい」

と強調した。

公明党は緊急時の国会機能維持、日本維新の会と衆院会派「有志の会」は緊急事態条項の必要性にそれぞれ理解を示しており、問題意識は5党派で共有されている。

一方、他党の前向きな姿勢と一線を画したのが立民だ。野党筆頭幹事の奥野総一郎氏は「恐れず憲法議論を行う『論憲』の立場をとっていく」と主張しつつ、「議員任期の延長もお手盛りととられる。コロナを奇貨として改憲論議を進めるのは拙速で、間違っている」と強調した。

ただ、野党の勢力図が変わる中、立民が野党第一党といえども、同じ主張を続けることができるかどうかは不透明だ。先の衆院選では維新と国民民主が勢力を伸ばしたが、立民は議席を減らした。立民が改憲に抵抗する姿勢を強めれば、憲法に関する論議から取り残される可能性もある。

「野党第一党は憲法審の開催に労をとるべき立場にある。役割を果たせないなら（次に勢力が多い）野党第二党が引き受ける。国民の憲法制定権力をないがしろにすることがないように強くクギを刺しておきたい」

維新の馬場伸幸共同代表は憲法審で立民をこう牽制（けんせい）した。終了後も記者団に「政治家は結果を出すことが最大の責務。憲法審では憲法改正項目を固めるのが役目だ」と訴えた。（内藤慎二）

⑦JJI.COM 2021年12月16日 ニュース記事

与党・国民、緊急事態条項の議論主張 立民「改憲ありきに反対」一岸田政権初の衆院審査会

衆院憲法審査会は16日午前、自由討議を行った。審査会での憲法論議は岸田政権発足後初めて。与党と国民民主党は新型コロナウイルス禍を踏まえ、緊急事態条項に関する議論を主張。日本維新の会は統治機構改革を訴えた。一方、立憲民主党は「改憲ありきであってはならない」として、国民投票のCM規制の議論を優先するよう要求した。

自民党の新藤義孝元総務相は、9条への自衛隊明記など同党が掲げる4項目の改憲案実現を目指す考えを示した。その上で「緊急事態条項は議員任期延長やオンライン国会など国会機能維持の論点を含む。国民の関心も高い」と強調した。

公明党の北側一雄副代表は「大災害など国家の危機に国会機能を維持することは重要だ。緊急の立法措置や予算の速やかな成立は国会最大の責務だ」と指摘。国民民主党の玉木雄一郎代表は「危機において国家にどこまで力を持たせるかというルール作りは国民投票を必要とする憲法（改正）がふさわしい」と語った。

維新の馬場伸幸共同代表は、統治機構改革や教育無償化など3項目の改憲案を説明。岸田文雄首相が具体的な改憲日程を示し、「精力的な審査をリードすべきだ」と語った。

これに対し、立民の奥野総一郎氏は「憲法の足らざるところを調査し、白紙から一步一步議論すべきだ。4項目ありきの議論に反対だ」と表明。「国民投票の公平公正を確保するため、CM規制の議論優先をお願いしたい」と述べた。

⑧JJI.COM 2021年12月17日 ニュース記事

与党・維新、立民に集中砲火 衆院憲法審、選挙前と様変わり

衆院憲法審査会は16日、岸田政権発足後初の自由討議を行った。先の衆院選で与党が勝利し、憲法改正に前向きな日本維新の会と国民民主党が議席を伸ばす一方、立憲民主党と共産党が後退し、国会の勢力図は大きく変化。同日の討議は、改憲勢力が慎重なスタンスを崩さない立民に集中砲火を浴びせる場となった。

審査会ではまず各党が立場を表明。自民党が党改憲4項目の一つである緊急事態条項創設の必要性を唱えた。これに公明党と国民が同調。国民は議論加速へ分科会設置も提起した。

維新も独自の改憲案である統治機構改革の議論を求めつつ、さらに岸田文雄首相（自民党総裁）が改憲日程を具体的に示すことを求めた。

これに対し、立民は「憲法改正ありきであってはならない」と表明。さらに自民党4項目が安倍晋三元首相時代につくられた経緯を踏まえ、「安倍4項目ありきの議論に反対」と訴えた。共産党は「審査会は動かすべきではない」と主張した。

「立民包囲網」が敷かれたのは、この後の自由討議だ。

自民党は緊急事態条項に絡み、「議員任期の特例は喫緊の課題だ。見解を求めたい」と立民に要

求。公明党は「速やかに議論を行うべきだ」と促し、維新も分科会設置を提案し返答を迫るなど、立民に対する質問が相次いだ。

審査会は、参院予算委員会と並行する異例の日程で行われた。開催は自民党と維新が強く主張。立民は枝野幸男前代表が進めてきた路線からの転換を図っていることもあり、今回は「例外的」に受け入れた。ただ、今後はより圧力が強まることも予想され、立民中堅は「外堀を埋めてきている」と警戒感を示した。

憲法審の与党筆頭幹事を務める自民党の新藤義孝氏は、維新と国民を「協力会派」と記者団に明言。来年1月召集の通常国会に関し「審査会開催に影響力を出せる。(立共に)議論を進めようと訴えていく」と語り、改憲論議の進展に自信を示した。

◆ 当会への入会ご案内（会費は無料） 参照：https://kanzengoken.com/?page_id=6402

「完全護憲の会」入会申込書

No. _____

氏名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住所	〒
電話番号	
入会金（1000円）	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)